

保護者各位

札幌市子ども未来局長

児童クラブ利用者に対する家庭保育の協力依頼等について

日頃より、本市の子ども関連施策に対し、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、北海道に対し、緊急事態宣言が発令されたことを受けて、児童会館・ミニ児童会館（以下、「児童会館」という。）では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、児童クラブ以外の事業を当面の間、休止するとともに、保護者の皆様に可能な範囲で家庭での保育について、ご協力をお願いすることといたしました。

趣旨をご理解のうえ、可能な範囲でのご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。
また、児童クラブの利用停止等の基準につきましても、一部変更しておりますので、併せてお知らせいたします。

記

1 家庭保育のお願いについて

現在、札幌市におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染者数が高い水準で推移しており、児童の感染事例も多数発生している状況です。

こうした中、児童会館等では、換気や消毒などの基本的な感染防止対策を徹底し、運営を行ってまいりましたが、利用児童の陽性が判明する事例も増加傾向にあるところではあります。

このような状況を踏まえ、児童会館等での感染拡大を防止するため、今回、児童クラブ以外の事業を休止することに加え、可能な範囲で家庭での保育にご協力いただくよう、お願いすることとした次第です。

今回の協力依頼の趣旨をご理解いただき、お子様や保護者の皆様はもちろん、会館職員の健康や命を守るため、各ご家庭の可能な範囲でご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、保育が必要な方におかれましては、引き続きご利用の児童会館等で通常通りの保育を行いますので、念のため申し添えます。

2 9月分有料時間帯利用料について

現在、9月の有料時間帯の利用のお申し込みをされている方のうち、9月の利用を取りやめることとされた方につきましては、当月分の利用料の請求を停止いたしますので、9月2日（木）までにご利用の児童会館・ミニ児童会館にご連絡をいただいたうえで、9月30日（木）までにお手続きいただきますようお願いいたします。

なお、9月3日以降、9月30日（木）までの期間中、一度でも有料時間帯をご利用された方については、通常通り、料金が発生することとなりますので、ご留意願います。

3 利用停止等の基準について

別紙のとおり、児童の同居者に係る項目を追加しておりますので、ご確認ください。

【今回変更（追加）した項目】

- ・児童の同居者が濃厚接触者に指定された場合
- ・児童の同居者がPCR又は抗原検査を受検する場合

【担当】 子ども未来局子ども育成部子ども企画課放課後児童係（Tel.011-211-2989）